

ネットde相続税[®]で相続税の申告をするにあたって使用する主だった資料

戸籍関係	
被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	まずは、本籍所在地の市町村に問い合わせし、出生から死亡までの戸籍を請求します。転籍等がない場合はこの本籍地で該当するものを取得できます。 他の市町村から転籍してきている場合には、転籍前の市町村に申請を行って出生までの戸籍謄本を集めていきます。郵送でも請求することができますので、市町村にお問い合わせください。 また、法律の改正や戸籍のコンピューター化などで、同じ市町村の中でも戸籍が改定されている場合があります。この場合には同じ市町村で改製原戸籍も取得する必要がありますので、注意が必要です。
相続人全員の戸籍謄本	市町村に問い合わせします。
相続人全員の印鑑証明	市町村に問い合わせします。
不動産関係	
登記簿謄本（全部事項証明書）	土地、建物ごとに、その所在地を所轄する法務局で取得できます。 地番・家屋番号を伝える必要がありますので、登記済証や識別番号表などで確認します。また、固定資産税の納税通知書にも記載がされていますのでこれらを参考します。所有権、地積（公簿）などが記載されています。 なお、マンションなどの区分所有建物の場合には、1専有部分ごとに建物と敷地権について記載されています（土地と建物で独立していません）。
地積測量図	不動産の登記簿を取得することができる法務局で取得することができます。ない場合には不要です。土地の形状、地積などが記載されています。
公図	地積測量図がない場合に使用します。 不動産の登記簿を取得することができる法務局で取得することができます。 土地の大まかな形状や所在地などが記載されています。
固定資産税の納税通知書（死亡した年度分）	毎年4月頃にご自宅に届きます。 固定資産税評価額、地番、家屋番号、地籍、床面積などの記載があります。 固定資産税評価額の記載がありますので建物の評価についてはこちらを使います。
固定資産税評価証明書（死亡した年度分）	固定資産税の納税通知書がない場合に、都税事務所や市区町村役場で取得できます。 固定資産税評価額の記載がありますので建物の評価についてはこちらを使います。 また、取得時に他に被相続人の共有となっている不動産がないかの確認をしておいたほうがいいでしょう。また、移転の登記を行う際にも必要になる資料です。
路線価図	国税庁のHP（ http://www.rosenka.nta.go.jp/ ）から該当する土地の路線価図を入手します。 ログイン後、土地の入力のレクチャーページをご参照ください。
上場株式等	
証券会社の残高証明書	証券会社にお問い合わせください。（相続税申告用とお伝えください。） 証券、株券、通帳又はその預り証、評価明細書など銘柄や数量、金額等が分かります。
死亡時の評価額に関する資料	日本取引所グループのHP（ http://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/price/ ）等で調べることができます。とりあえずはヤフーファイナンス（ http://finance.yahoo.co.jp/ ）などでも把握することもできます。 詳細は、ログイン後、上場株式のレクチャーページをご参照ください。
現金・預貯金	
預金の残高証明書	金融機関にお問い合わせください。（相続税申告用とお伝えください。） 被相続人の死亡時点の残高（経過利息込み）のものを請求してください。
預金通帳	過去5年分程度の大きな資金の動きを確認するために使います。
手元現金	相続直前に口座から引き出した等で保有していたものを含む、相続開始日の残高を把握しておきます。
その他の資料	
生命保険支払通知書	生命保険会社にお問い合わせください。
死亡退職金などの支払通知書	お亡くなりになった方の勤務先にお問い合わせください。
貴金属、宝石、ゴルフ会員権、書画・骨とう、自動車などの価値等が分かるもの	価値があるものについては相続財産になりますのでリストアップします。
金銭消費貸借契約書など	貸付金等の債権も相続財産になりますのでリストアップします。
準確定申告書	準確定申告により相続人が還付を受ける所得税等は相続財産になります。
相続開始前3年以内の贈与	
贈与税申告書	提出した申告書の控えをご用意ください。
贈与契約書等の贈与の確認書類	申告していないものであっても贈与をうけたものがあればリストアップします。
財産から控除できるものの資料	
債務の確認書類	借入金や未払金（医療費やクレジットカードなど）がある場合は金銭消費貸借契約書、残高証明書や請求書など、未納税金がある場合は納付書、納税通知書など金額が分かるものを集めます。
準確定申告書	準確定申告により相続人が納付する所得税等は控除対象になります。
葬式費用の領収書・請求書	葬式に関連する費用は控除することができます。お寺に対するお布施など書類がない場合でもメモ等で結構です。